

青梅市情報公開・個人情報保護審査会議事概要（第48号事件）

1 日 時：令和6年5月1日（水）10時50分から正午まで

2 場 所：青梅市役所4階403会議室

3 出席者：

[委 員]

伊東 健次（会長）

飛弾 直文

橋本 基弘

齊藤 和弥

[審査請求人]



[実施機関説明員]

こども家庭部長 青木 政則

こども家庭センター所長 中村 恵美

こども家庭センターこども家庭支援係長 吉田 貴子

[事務局]

総務部長 宿谷 尚弘

文書法制課長 和田 宏

文書法制課情報公開文書係長 水村 真祐美

文書法制課法制担当主査 横山 竜太

文書法制課法制担当主査 古山 貴教

文書法制課法制担当主査 横山 晃史

4 議事内容（要旨）

第48号事件「公文書非公開決定処分にかかる審査請求」について、審査請求人の口頭意見陳述および実施機関の口頭説明を受け、それぞれ質疑を行った。

(1) 審査請求人の口頭意見陳述

今回、審査請求をしたのは、一方の保護者からの申立てに対し、犯罪者扱いされている男の子たちの尊厳を守るためにも、公的な文書を公開していただきたいということが趣旨である。

(2) 実施機関の口頭説明

公文書非公開決定処分理由は、青梅市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号に規定する個人に関する情報に該当し、個人の尊厳および基本的人権の尊重の観点から最大限尊重する情報であることおよび同条第6号に規定する行政運営情報に該当し、公にすることによる公益性を考慮しても事務または事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過できないためにしたものである。

よって、公文書非公開決定処分について違法または不当な点はないため、「本件審査請求を棄却すべきである。」との答申を求めるものである。

(3) 実施機関の口頭説明に対する質疑応答

(質疑) 今回、非公開決定通知書の公開しない理由には、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」という条例の規定を引用して説明がされている。そもそも、この場合に、公にすることによって、誰の個人的利益が、どのように侵害されると考えているか説明願いたい。

(回答) 請求の対象となった口頭事項受理書には、●●に在籍している児童の名前が記載されている。また、その保護者についても記載されている。

(質疑) そこを非公開とすれば良いのではないか。

(回答) 個人情報のほかにも、条例第7条第6号に関係することであるが、こども家庭センターは、虐待に関する通告を受ける部署である。こういった一連の通告については、児童福祉法により守秘義務が課されている。守秘義務の範囲内で行っている業務であるので、個人情報の部分的な非公開だけでは、守ることができないと判断している。

(4) 委員による協議の内容

非公開という結論はいいと思う。付言という形で、今後は●●とこども家庭センターで連携を尽くして対応する、というようなことを書くのはいかがか。

(5) 審査結果

本件の公文書非公開決定処分には違法または不当な点はないため、本件審査請求に理由がない。よって、本件審査請求は棄却とするのが

妥当である。

なお、処分庁の実務に関し、付言を付加するものとする。